

平成 16 年度 厚生労働科学研究費補助金
(行政政策研究分野 厚生労働科学特別研究事業)

一般用医薬品のリスク評価に関する調査研究

総括報告書

主任研究者 望月眞弓（北里大学薬学部教授）

研究協力者 埜中征哉（国立精神・神経センター武蔵病院名誉院長）

林 正弘（東京薬科大学薬学部長）

萩原幸夫（日本薬科大学教授）

安部好弘（ケイロン薬局）

平成17年4月

目次

要旨	1
目的	2
方法	2
結果・考察	2
1. 一般用医薬品の薬効群別配合成分に関する医療用医薬品添付文書 からの情報整理	2
2. リスクの程度の分類の基準の設定	3
3. リスクの程度の分類の基準の妥当性評価	5
4. 消費者に提供する情報と提供方法	5
まとめ	9
別表 4 7 薬効群の医療用医薬品添付文書からの情報整理	10

要旨：

＜目的＞患者（消費者）にとって適正に医薬品を使用するに相応しい医薬品の販売方法（形態）として、医薬品のリスクに応じた情報提供体系の構築を念頭に、医薬品の相対的リスク評価法を確立し評価を行い、販売時に必要な情報提供及び患者にとって望ましい専門家の関与を研究する。

＜結果＞一般用医薬品約 13,000 品目を 85 薬効群に分類し、配合成分を薬理や構造からグループ化する。各成分の適正使用に必要な医薬品情報を、医療用医薬品添付文書から抽出し薬学的視点から整理し、リスク評価に供するため類型化する。これらの情報から、患者への伝達の重要性及び伝達時の対応の充実性に応じた相対的なリスク評価の手法を検討する。最後に医学・薬学の専門家からのヒアリングも踏まえ、提供情報の内容を整理する。

85 薬効群のうち、医薬部外品に移行した製品、生薬・漢方薬を除く 47 薬効群の情報を整理した。情報源には、原則、同一成分・同一剤形の医療用医薬品添付文書を用い、禁忌、効能効果、用法用量、使用上の注意、薬効薬理の各情報を、1) 薬理作用、2) 相互作用、3) 重篤な副作用のおそれ、4) 重篤ではないが注意すべき副作用のおそれ、5) 濫用のおそれ、6) 患者背景、7) 効能効果（症状の悪化のおそれ）、8) 使用方法（誤使用のおそれ）、9) スイッチ化等に伴う使用環境の変化、に類型化した。リスク情報の程度の高さに応じて 2)、3)、6) は AA～C の順に 4 区分、7)、8) は PP～Q の順に 3 区分とした。

2) では、併用禁忌を A、併用注意を B、記載なしを C とし、両者への記載は A を優先した。3) では、重篤な副作用のおそれを A、重篤ではないが注意すべき副作用のおそれを B とし、両者への記載は A を優先し、記載なしを C とした。6) では、適応禁忌を A、慎重投与を B、両者への記載は A を優先し、記載なしを C とした。2)、3)、6) のいずれでも特に注意を要する内容については AA とした。7)、8) では、情報がある場合を P、ない場合を Q とし、特に注意を要する過量使用等については PP とした。これらをもとに各成分のリスクを 5 名の医学・薬学の専門家が評価した結果、評価方法の妥当性が確認できた。

これらの結果を踏まえ、提供情報およびその方法について検討した。相互作用と患者背景については販売前に、その他については販売時または販売後の情報提供が重要であり、提供方法には直接対面、文書などが挙げられた。情報提供に対応する販売者は、最もリスクが高いと評価される成分を含有する製品については、薬剤師の資質を有する者が直接対応することが適当であるとされた。

＜考察＞医療薬の添付文書情報から、一般薬の配合成分ごとのリスク評価が行えた。成分のグループ化で情報入手不能な成分の評価を可能とした。提供情報と方法については、リスク評価に加えて一般薬の販売環境も踏まえて専門家および患者の意見も考慮すべきと考えられた。

目的：

患者にとって適正に医薬品を使用するに相応しい医薬品の販売方法（形態）として、医薬品のリスクに応じた情報提供の体系を構築することを念頭に、医薬品のもつリスクを相対的に評価するための手法を確立するとともに、実際にその手法を用いたリスク評価を行い、医薬品販売時に必要な情報提供及び患者（消費者）にとって望ましい専門家の関与のあり方について研究する。

方法：

- 1) 一般用医薬品として承認されている約1万3千品目について、薬効に基づく85の製品群に分類するとともに、配合されている有効成分をリストアップし、薬効薬理及び化学構造等に基づきグルーピングする。
- 2) グルーピングした有効成分群について、医療機関等において通常使用している医薬品情報を抽出し、薬学的視点に立って医薬品の適正使用のために必要不可欠な情報として整理する。
- 3) 医薬品に関する情報を成分ごとのリスクを評価するための指標とするため、「薬理作用」、「相互作用」、「重篤な副作用のおそれ」、「重篤ではないが、注意すべき副作用のおそれ」、「濫用のおそれ」、「患者背景」、「効能・効果」、「使用方法」及び「スイッチ化等による使用環境の変化」に類型化する
- 4) 類型化した情報について、患者（消費者）伝達する重要性及び伝達時の対応の充実性に応じた相対的なリスク評価の手法を検討する。
- 5) 医学・薬学の専門家からヒアリングを行い、実際に患者（消費者）との間でどのような会話やりとりを行うことで、相手側の状況を把握しているかを聴取し、販売時の情報提供の際あらかじめ知っておく必要がある情報（例：患者の容態、既往歴、現在服用している他の医薬品又は他の受診状況など）を整理する。

結果・考察：

1. 一般用医薬品の薬効群別配合成分に関する医療用医薬品添付文書からの情報整理

一般用医薬品85製品群のうち、医薬部外品に移行した製品群、生薬成分、漢方薬を除く47製品群の有効成分について、それぞれの医薬品情報を整理した（別表）。情報源には、原則として同一成分・同一剤形の医療用医薬品添付文書を用い、禁忌、効能効果、用法用量、使用上の注意、薬効薬理の各項目から情報を収集し、1) 薬理作用（A欄）、2) 相互作用（B欄）、3) 重篤な副作用のおそれ（C欄）、4) 重篤ではないが注

意すべき副作用のおそれ (C'欄)、5) 濫用のおそれ (D欄)、6) 患者背景 (既往歴、治療状況) (E欄)、7) 効能効果 (症状の悪化につながるおそれ) (F欄)、8) 使用方法 (誤使用のおそれ) (G欄)、9) スイッチ化等に伴う使用環境の変化 (H欄)、の各項目に整理した。同一成分、同一剤形が医療用に存在しなかった場合は、吸収性を考慮して、内服剤には同一成分の注射剤、外用剤には同一成分の他の外用剤の添付文書で代用した。なお、同一成分が全く存在せず情報が得られなかったものは 510 成分中 87 成分 (17%) 存在した (薬効群間に重複成分を含む)。

2. リスクの程度の分類の基準の設定

表 1 の結果について医学・薬学の専門家により協議し、リスクの程度を、2) 相互作用 (B欄)、3) 重篤な副作用のおそれ (CおよびC'欄)、6) 患者背景 (E欄) については、リスクの程度がより高い方から、AA、A、B、および C の 4 区分、7) 効能効果 (F欄)、8) 使用方法 (G欄) については PP、P、および Q の 3 区分に分類した。分類の基準は表 1 に示す通りである。

すなわち、相互作用については、「併用禁忌」を A、「併用注意」を B とし、C は記載がない場合とした。「併用禁忌」及び「併用注意」の両者に記載がある場合は、A が優先される。また、併用禁忌のうち、特に注意を要するものを AA とした。例として、気管支拡張成分に対するカテコールアミン製剤 (不整脈、心停止) などがある。

副作用については、重篤な副作用のおそれの項に薬理・毒性に基づく副作用及び特異体質・アレルギー等に基づく副作用等の記載がある場合を A とし、重篤ではないが注意すべき副作用に記載がある場合を B とし、両者に記載がある場合は A を優先する。記載がない場合は C とした。また、特に注意を要するものを AA とした。例として、依存性・薬物依存、再生不良性貧血、無顆粒球症、間質性肺炎、ショック、アナフィラキシー、スティーブンス・ジョンソン症候群、ライエル症候群、横紋筋融解症、麻痺性イレウスなどあげられる。

患者背景では、「適応禁忌」を A、「慎重投与」を B とし、C は記載がない場合とした。「適応禁忌」及び「慎重投与」の両者に記載がある場合は、A が優先される。記載がない場合は C とした。また、特に注意を要する適応対象については AA とした。例として、小児、妊産婦又は妊娠を希望する婦人、高齢者などが該当する。効能効果 (症状の悪化につながるおそれ)、使用方法 (誤使用のおそれ) については、該当する情報がある場合を P、ない場合を Q とした。また、これらのうち、特に注意を要する過量使用等については PP とした。例として、上限量が定められているもの、連用による薬物依存があるもの、過量使用

表 1. リスクの程度のカテゴリの基準

①ワークシートの「B」、「C」及び「E」それぞれを4区分に分類し、「F」及び「G」それぞれを3区分に分類する。

② 「B」については、「併用禁忌」をA、「併用注意」をBとし、Cは記載がない場合とする。

「併用禁忌」及び「併用注意」の両者に記載がある場合は、「B」におけるAが優先される。記載がない場合はCとなる。また、併用禁忌のうち、特に注意を要するものをAAとする。

(AAの例) 気管支拡張成分に対するカテコールアミン製剤（不整脈、心停止）など

③ 「C」については、薬理・毒性に基づく副作用及び特異体質・アレルギー等に基づく副作用等の記載がある場合をAとし、「C'」に記載がある場合をBとする。「C」及び「C'」の両者に記載がある場合は、「C」におけるAが優先される。記載がない場合はCとなる。また、「C」のうち、特に注意を要するものをAAとする。

(AAの例) 依存性・薬物依存、再生不良性貧血、無顆粒球症、間質性肺炎、ショック、アナフィラキシー、スティーブンス・ジョンソン症候群、ライエル症候群、横紋筋融解症、麻痺性イレウスなど

④ 「E」については、「適応禁忌」をA、「慎重投与」をBとし、Cは記載はない場合とする。「適応禁忌」及び「慎重投与」の両者に記載がある場合は、「E」におけるAが優先される。記載がない場合はCとなる。また、適応禁忌のうち、特に注意を要する適応対象についてはAAとする。

(AAの例) 小児、妊産婦又は妊娠を希望する婦人、高齢者など

⑤ 「F」及び「G」については、該当する情報がある場合をPとし、ない場合をQとする。また、これらのうち、特に注意を要する過量使用等についてはPPとする。

(PPの例) 上限量が定められているもの、連用による薬物依存があるもの、過量使用により致死的状态に陥るおそれがあるもの（意識不明、錯乱、心停止等）など

⑥一般用医薬品の添付文書に記載されている情報が、特に注意を要するものと考えられた場合は、各リスクファクターにおける評価に反映する。

により致死的状态に陥るおそれがあるもの（意識不明、錯乱、心停止等）などがある。

以上のような基準でリスクの評価を行うが、1) 薬理作用（A欄）に基づくリスクは、3) 重篤な副作用のおそれ（CおよびC'欄）において、また5) 濫用のおそれ（D欄）については、8) 使用方法（G欄）において考慮されているものとして取り扱い、個別の評価は行わないこととした。なお、H欄の区分は2種で、指定医薬品とそれ以外に明確に分かれているのでこの評価もこの段階では必要ないと判断した。

3. リスクの程度の分類の基準の妥当性評価

上記で設定したリスクの程度の分類基準の妥当性を、かぜ薬、解熱鎮痛薬、眠気防止薬を例にとって、各成分のリスクを医学・薬学の専門家5名の評価者が評価した（表2）。175項目中、不一致となったのは3項目（1.7%）のみで、その他については全員の一致を見た。不一致となったアスピリン、サリチルアミド、エテンザミドのB欄の1段階については話し合いの結果、全てA判定と評価することで一致を見た。したがって、基本的には表1の分類基準に基づき評価することが妥当であることが確認できたと考える。また、マレイン酸カルビノキサミン、グアヤコールスホン酸カリウム、アリルイソプロピルアセチル尿素については医療用医薬品添付文書が存在しなかったため、評価が行えなかったが、これらのように医療用医薬品添付文書が存在しない場合は類薬の最もリスクの高い分類に合わせることで意見の一致を見た。このように情報入手不能な成分についてはグループ化により評価が可能となると考えられた。

4. 消費者に提供する情報と提供方法

医学・薬学の専門家および消費者からの意見をもとに、提供する情報、および提供の方法について、リスクの程度の評価項目と対比してまとめたものを表3に示した。この表を中心に、提供情報およびその方法について、医学・薬学の専門家5名のコンセンサス法により検討した。その結果、B欄の相互作用とE欄の患者背景から得られる①適応禁忌の情報や③使用前に医師等に相談する場合、F欄の効能効果から得られる⑥受診勧奨に関連する情報は、販売前に消費者に提供されるべき情報であり、その他は販売時または販売後での情報提供が必要な事項であるとされた。

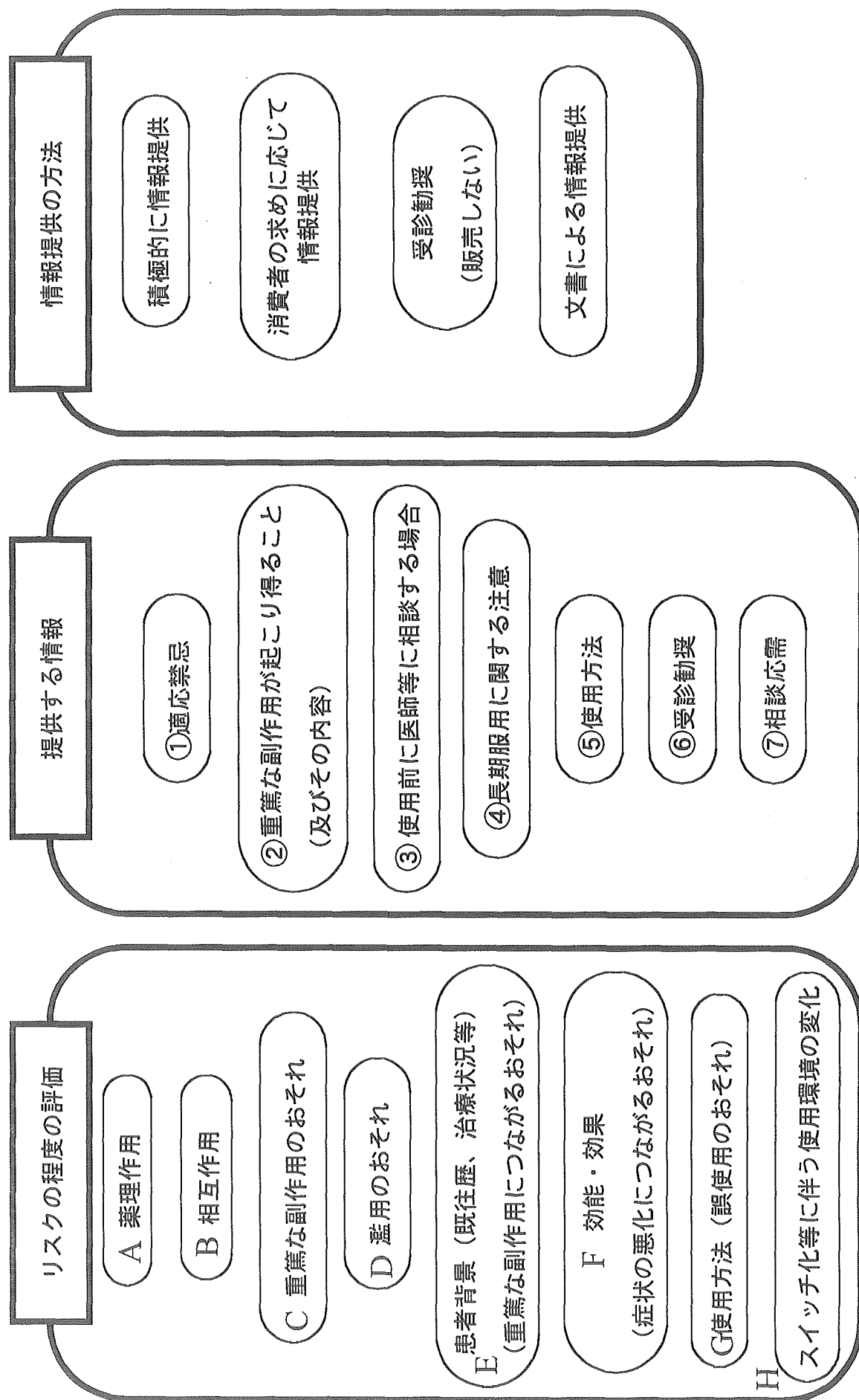
また、提供の形態は専門家の直接対面等による積極的な情報提供、消費者の求めに応じた提供、文書による提供などをリスクの程度に応じて使い分けることが有用であろうとされた。そして、リスクの程度の高いと評価されたAAやPPの評価を受けた項目のある成分を含有する製品では、専門家の直接対面による情報提供が必須であると考えられたが、消費者の利便性、販売の実行可能性を考慮すると、それらよりランク

表 2. 3 薬効群におけるリスクの程度の評価結果

分類	成分	B欄	C欄	E欄	F欄	G欄	評価結果						
							AA	A	B	C	PP	P	Q
かぜ薬 (内用)	解熱鎮痛成分	A B	AA	AA	P	PP	2	0	0	0	1	1	0
かぜ薬 (内用)	解熱鎮痛成分	B	AA	A	P	PP	1	1	1	0	1	1	0
かぜ薬 (内用)	解熱鎮痛成分	C	AA	A	Q	P	1	1	0	1	0	1	1
かぜ薬 (内用)	解熱鎮痛成分	A	AA	AA	P	PP	2	1	0	0	1	1	0
かぜ薬 (内用)	解熱鎮痛成分	A B	B	AA	P	PP	1	0	1	0	1	1	0
かぜ薬 (内用)	解熱鎮痛成分	A B	B	AA	P	P	1	0	1	0	0	2	0
かぜ薬 (内用)	抗ヒスタミン成分	B	B	A	Q	Q	0	1	2	0	0	0	2
かぜ薬 (内用)	抗ヒスタミン成分	B	A	A	Q	P	0	2	1	0	0	1	1
かぜ薬 (内用)	抗ヒスタミン成分	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
かぜ薬 (内用)	抗ヒスタミン成分	B	AA	AA	Q	Q	2	0	1	0	0	0	2
かぜ薬 (内用)	鎮咳成分	A	AA	A	Q	Q	1	2	0	0	0	0	2
かぜ薬 (内用)	鎮咳成分	C	AA	A	Q	PP	1	1	0	1	1	0	1
かぜ薬 (内用)	鎮咳成分	B	AA	A	P	PP	1	1	1	0	1	1	0
かぜ薬 (内用)	去たん成分	AA	A	AA	Q	PP	2	1	0	0	1	0	1
かぜ薬 (内用)	去たん成分	C	B	B	Q	Q	0	0	2	1	0	0	2
かぜ薬 (内用)	その他の成分	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
かぜ薬 (内用)	その他の成分	B	B	B	Q	PP	0	0	3	0	1	0	1
解熱鎮痛薬	解熱鎮痛成分	B	AA	AA	P	PP	2	0	1	0	1	1	0
解熱鎮痛薬	解熱鎮痛成分	B	AA	A	P	PP	1	1	1	0	1	1	0
解熱鎮痛薬	解熱鎮痛成分	C	AA	A	Q	P	1	1	0	1	0	1	1

解熱鎮痛薬	解熱鎮痛成分	イブプロフェン	A	AA	AA	P	PP	2	1	0	0	1	1	0
解熱鎮痛薬	解熱鎮痛成分	エテンザミド	B	B	AA	P	P	1	0	2	0	0	2	0
解熱鎮痛薬	鎮静催眠成分	アリルイソプロピルアセチル尿素	-					0	0	0	0	0	0	0
解熱鎮痛薬	鎮静催眠成分	フロムフレリル尿素	C	AA	B	Q	PP	1	0	1	1	1	0	1
解熱鎮痛薬	制酸成分	合成ケイ酸アルミニウム	B	B	A	Q	P	0	1	2	0	0	1	1
解熱鎮痛薬	制酸成分	合成ヒドロタルサイト	B	A	A	Q	P	0	2	1	0	0	1	1
解熱鎮痛薬	制酸成分	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	B	B	A	Q	P	0	1	2	0	0	1	1
解熱鎮痛薬	その他の成分	無水カフェイン	B	B	B	Q	PP	0	0	3	0	1	0	1
催眠鎮静薬		塩酸ジフェンヒドラミン	B	B	A	Q	Q	0	1	2	0	0	0	2
眠気防止薬	中枢神経興奮成分	カフェイン	B	B	B	Q	PP	0	0	3	0	1	0	1
眠気防止薬	中枢神経興奮成分	無水カフェイン	B	B	B	Q	PP	0	0	3	0	1	0	1
眠気防止薬	ビタミン成分	ビタミンB1	C	B	C	Q	P	0	0	1	2	0	1	1
眠気防止薬	ビタミン成分	ビタミンB2	C	B	C	P	P	0	0	1	2	0	2	0
眠気防止薬	ビタミン成分	ビタミンB6	B	B	B	Q	P	0	0	3	0	0	1	1
眠気防止薬	ビタミン成分	ビタミンB12	C	B	B	Q	P	0	0	2	1	0	1	1

表3. 提供する情報およびその方法



の低いAやPの評価の場合には必ずしも直接対面は必要ではなく、販売者が消費者に添付文書を読むことを促すなどの方法による情報提供でも可ではないかとの結論を得た。また、情報提供に対応する専門家については、少なくとも最もリスクの高いと評価される成分を含有する製品については、薬剤師の資質を有する者が対応することが適当であるとされた。いずれにしても、これらを実行するには、製品の配置や専門家の資質を含めてさらなる検討が必要であると考えられた。

まとめ：

医療用医薬品の添付文書情報から、一般薬の配合成分ごとのリスク評価を行うことが可能であった。成分のグループ化で情報入手不能な成分の評価が可能となった。リスクの程度は、相互作用、副作用、患者背景については4段階、効能効果、使用方法については3段階で評価することで医学・薬学の専門家間で妥当な評価が行えた。相互作用と患者背景については販売前に、その他については販売時または販売後の情報提供が重要であり、提供方法には直接対面、文書などが考えられる。情報提供に対応する専門家については、少なくとも最もリスクの高いと評価される成分を含有する製品については、薬剤師の資質を有する者が直接対応することが適当であるとされた。なお、実際の適用については、リスク評価に加えて一般薬の販売環境も踏まえて、さらに専門家および消費者の意見を収集し検討が必要であると考えられた。

別表 4 7 薬効群の医療用医薬品添付文書からの情報整理

かぜ薬(内用)

製品群No. 1

ワークシートNo. 1

[illegible]

かぜ薬(内用)

製品群No. 1

ワークシートNo. 1

リスクの程度 の評価	A 薬理作用	B 相互作用	C 重篤な副作用のおそれ	C' 重篤ではないが、注 意すべき副作用のおそれ	D 薬用のお それ	E 患者背景(既往歴、治療法等) (重篤な副作用につながるおそれ)	F 効能・効果(症状の悪化 につながるおそれ)	G 使用方法(使用のおそれ)	H スイッチ 化等に伴う 使用環境の 変化	用法用量	効能効果
評価の視点	薬理作用	相互作用	重篤な副作用のおそれ	重篤ではないが、注 意すべき副作用のおそれ	薬理に基づく 蓄積性	相互作用 (投与により薬害の 増大・悪化のおそ れ)	症状の悪化 につながるおそ それ	使用時間・濃度・ 使用量に上 限があるもの	スイッチ化 等に伴う使 用環境の悪 化		
		併用禁忌(他 剤との併用に より重大な問 題が生ずる おそれ)	併用注意	薬理・毒性に 基づくもの アレルギー等 によるもの	特異体質・ア レルギー等 によるもの	薬理・毒性に 基づくもの アレルギー等 によるもの					
薬水カフエイ ン	大動脈血を 中心に中枢 神経系を興 奮、血管収 縮、胃腸蠕 動の増進により 知覚が鋭敏と なり精神機能 を亢進する。 また、脳細胞 膜に直接作用 して脳血管 を収縮させ、 その結果、血 液の循環を減 少する。		キサンチン系薬剤・中枢神 経興奮薬(過剰の中枢神経 刺激作用)、MAO阻害薬 (増進、血圧上昇等)、シメ ン(過剰の中枢神経刺激 作用)			腎臓病又はその疑 い、心疾患、高 血圧、高血糖、妊 婦又は授乳中 の人は投与して いる可能性のある 人及び授乳婦				通常成人1日0.1～0.3gを1 日2～3回経口投与する。 なお、年齢、体 重により適量増 減する。一般小 児では生後1歳 未満の年齢で減 量する。など注 意すること。	ねむけ、倦怠 感、血管収縮 性及び血圧亢 進性頭痛(片頭 痛、高血圧性 頭痛、カフエイ ン依存性頭痛 など)